

# 三室発電所の電力売却

## 仕様書

岡山県企業局

## 目 次

### 第1章 総則

1 適用	1
2 電力の売却及び契約対象となる発電所	1
3 受給期間	1
4 受給電力量	1
5 発電見込みの通知	1
6 発電停止及びその通知	2

### 第2章 電力量料金

1 電力量料金の算定	2
2 電力量料金の支払	2

### 第3章 その他

1 託送供給等の契約	2
2 非化石価値の取扱い	3
3 容量市場の取扱い	3
4 発電側課金	3
5 記録	3
6 守秘義務	3
7 法令等の遵守	4
8 運用申合せ書の作成	4
9 連携事業の協議	4
10 疑義の決定等	4

(別紙1) 予定売却電力量

(別紙2) 月別受給電力量実績

(別紙3) 停電作業等予定表

## 第1章 総則

### 1 適用

この仕様書は、令和7年11月26日公告の岡山県（以下「本県」という。）が実施する三室発電所の電力売却に適用する。

### 2 電力の売却及び契約対象となる発電所

次表に記載する水力発電所1か所（以下「本発電所」という。）

発電所名	所在地	発電所型式	最大出力(kW)	運転特性
三室発電所	新見市神郷油野3413-10	ダム式	460	連続

### 3 受給期間

令和8年11月1日0時から令和10年3月31日24時まで

### 4 受給電力量

本県は、本発電所の発電電力から、本県が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を買受人に供給し、買受人はこれを全量購入するものとする。

#### (1) 予定売却電力量

平成27年度から令和6年度までの受給電力量実績に基づき算定した予定売却電力量は「別紙1」のとおり

なお、本発電所は水力により発電を行うため、気象状況等により受給電力量が変動することから、実際の売却に当たっては、予定売却電力量を保証するものではない。

また、受給電力量が予定売却電力量と比較して増減する場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

#### (2) 過去10年分の受給電力量実績

平成27年度から令和6年度までの月別受給電力量実績は「別紙2」のとおり

#### (3) 令和6年度の1時間ごと発電所別受給電力量実績

入札参加資格の事前審査に合格した者に提示する。

なお、発電所ごとの発電パターン等特性についてはこれを参考とすること。

#### (4) 受給電力量の計量

受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により行うものとする。

なお、受給電力量に1キロワット時未満の端数があるときは、小数第1位を四捨五入するものとする。

また、法令等の規定により又は本県の事情により、電力量計を取り替える場合、又は電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は本県が負担するが、買受人の事情による場合、これに要する費用は買受人が負担する。

#### (5) 受給電力量の計量の期間

毎月1日の0時から同月末日の24時まで

### 5 発電見込みの通知

本県は、原則として、発電所ごとの発電予想電力（以下「発電見込み」という。）を前日の12時頃（協議により定める）までに買受人へ通知する。

本県は発電見込みの通知以降においても、気象状況等により発電見込みを変更できるものとするが、買受人の都合による変更は行わない。

発電見込みの具体的な通知内容等は、本県と買受人との協議により定めるものとする。

なお、発電機出力は河川流量により増減するため、発電見込みと実績値とは相違することがある。

## 6 発電停止及びその通知

本県は、本発電所設備の点検、工事等や、一般送配電事業者等各機関からの要請による発電停止（以下「停電作業等」という。）ができるものとする。なお、受給期間における停電作業等の予定は「別紙3」のとおり

停電作業等に関して、本県は発電停止期間を原則として買受人へ事前に通知することとし、可能な範囲において、発電停止時間の縮減に努めるものとする。

なお、緊急措置として次に掲げる事由で発電停止する場合があり、その際発電停止期間の通知は事後に行うものとする。

- (1) 本発電所の施設、設備の故障等
- (2) 河川の流量の変動
- (3) 送電線、配電線の故障
- (4) 河川内事故の発生など、警察、消防、河川・ダム管理者等の要請
- (5) 一般送配電事業者の指示等に基づく発電停止又は出力変更
- (6) その他必要な理由があると認められるとき

また、発電停止期間の通知に係る具体的な内容及びその時期については本県と買受人との協議の上、決定する。

## 第2章 電力量料金

### 1 電力量料金の算定

買受人が本県に支払う毎月の電力量料金は、次の（1）から（2）までに定める算定方法により算定した金額とする。

- (1) 每月の電力量料金の算定方法は、当該月の受給電力量に電力量料金単価を乗じた金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税相当額」という。）を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）と、一般送配電事業者の託送供給約款により、本県に課せられる系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金（以下「発電側課金」という）に相当する額を合わせた額とする。
- (2) 消費税相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。

### 2 電力量料金の支払

本県は、上記1（電力量料金の算定）により算定された電力量料金を、翌月15日までに買受人に對し請求関係書類をもって請求し、買受人は、同月25日（以下「支払期日」という。）までに、本県に支払うものとする。

支払期日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日を支払期日とする。

## 第3章 その他

### 1 託送供給等の契約

買受人は、買受人の負担及び責任において、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約等の必要な手続きを速やかに行うものとする。

また、本県に対し、買受人と一般送配電事業者との契約書等の写しを、受給期間の初日までに提出するものとする。

発電量調整供給契約に伴い、本発電所は、この仕様書の範囲内において、買受人が指定する発電バランスンググループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出は、買受人の責任において原則買受人が行うものとする。

なお、発電バランスングループ所属に要する費用が生じた場合は、買受人の負担とする。

また、本県が第1章の5（発電見込みの通知）に基づき通知した発電見込みと発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、本県はインバランス料金を負担しないため、インバランス料金等発電バランスングループに関連する費用が生じた場合は買受人が負担する。

#### （1）受給電力量の遠隔計量

買受人の負担により、本発電所内に新たに設備等を設置して、受給電力量の遠隔計量を行う場合は、事前に一般送配電事業者と協議して実現の可否を確認することとし、協議の結果、実施することとなった場合は、併せて本県の承諾を受けること。ただし、受給期間満了後又は契約解除後は、速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議の上、決定し、本県に通知すること。

#### （2）受給期間満了時又は契約解除時における引継事務

買受人は、受給期間が満了し又は契約解除があった場合には、次に本県と受給契約を締結する者と協力して、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

### 2 非化石価値の取扱い

本発電所の売却する電力には、非化石価値を含むものとする。ただし、環境価値等に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、本県及び買受人で協議するものとする。

### 3 容量市場の取扱い

#### （1）容量市場における収入の取扱い

本県と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により本県が得る収入については、この受給契約による収入との精算は行わない。

#### （2）容量市場に係る本県の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関と本県との容量確保契約に基づき、本県に課されるリクライアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力をすること。

#### （3）実受給期間中の経済的ペナルティ

買受人の責めに帰すべき事由により、本県が経済的ペナルティを受けることとなる場合は、買受人が負担するものとする。

なお、その額については買受人と本県で協議するものとする。

### 4 発電側課金

買受人は、本発電所を有する本県に対して、一般送配電事業者より請求される発電側課金と同額を発電側課金相当額として支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、本県と買受人との協議により決定する。

### 5 記録

本県及び買受人は、受給電力量等この契約の履行に関して記録されたデータについて、必要により協議の上その写しを送付するものとする。

### 6 守秘義務

#### （1）契約履行上知り得た機密

本県及び買受人は、契約履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、受給期間満了後又は契約解除後においても同様とする。ただし、本県が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合は、こ

の限りではない。

(2) 契約図書等の取扱い

買受人は、契約図書及び関係図書をこの契約の履行以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、あらかじめ本県の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 法令等の遵守

買受人は、この契約の履行に当たって、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

8 運用申合せ書の作成

電力の受給に関する運用については、本県及び買受人は双方協議して定めるものとし、運用申合せ書を作成するものとする。

9 連携事業の協議

本県及び買受人は、HPへの掲載や、本発電所の非化石価値を生かした電力メニュー等、この契約に関連した取組について双方合意する場合は実施することができるものとする。

10 疑義の決定等

本仕様書に疑義が生じた際には、本県及び買受人は双方協議し、定めるものとする。

以上